

## ナンバープレートの表示及び視認性についての法的整理

### 1. 法令の規定

#### ○道路運送車両法

(自動車登録番号標等の表示の義務)

**第十九条** 自動車は、国土交通省令で定めるところにより、第十一条第一項(同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

(車両番号標の表示の義務等)

**第七十三条** 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は、国土交通省令で定める位置に第六十条第一項後段の規定により指定を受けた車両番号を記載した車両番号標を表示し、かつ、その車両番号を見やすいように表示しなければ、これを運行の用に供してはならない。

(罰則)

**第九十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (前略)、第十九条、……第七十三条第一項……の規定に違反した者

#### ○国土交通省令(道路運送車両法施行規則)

(自動車登録番号標の取付け位置)

**第七条** 法第十一条第一項(同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。)及び第五項並びに法第二十条第四項の規定による自動車登録番号標の取付けは、自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。

(自動車登録番号標等の表示)

**第八条の二** 法第十九条の規定による自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号の表示は、自動車の運行中自動車登録番号が判読できるように、自動車登録番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けることによつて行うものとする。(以下省略)

(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示位置)

**第四十三条の七** 法第七十三条第一項の国土交通省令で定める位置は、次のとおりとする。

- 一 三輪の検査対象軽自動車若しくは被けん引自動車である検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車にあつては、その後面の見やすい位置
- 二 前号に掲げる検査対象軽自動車以外の検査対象軽自動車にあつては、その前面及び後面の見やすい位置

## 2. 表示内容の視認性の基準

表示内容の視認性の基準は通達で定めている。

○「道路運送車両法及び関係政省令の一部改正に伴う登録業務及び軽自動車の届出関係業務の取扱いについて（昭和38年10月3日付け 自管第76号）」

（視認性）

番号標の視認性が、次の基準に適合していること。

(イ) 照度が一様に200ルクス程度の場所で、地上1メートルの高さの位置に番号標を横長に保持した場合に、番号標から20メートルの距離をへだてて、番号標に正対した位置並びに番号標の中心点と観察者とを結ぶ線が、番号標の板面に対し左右それぞれ15度及び30度の角度となる位置から番号標に表示された文字等が明瞭に識別できること。

(ロ) 暗夜又は暗室内において、地上1メートルの高さの位置に番号標を横長に垂直に保持し、番号標板面における照度を10ルクスに照明した場合に、番号標から20メートルの距離をへだてて、番号標に正対した位置並びに番号標の中心点と観察者とを結ぶ線が、番号標の板面に対し左右それぞれ15度及び30度の角度となる位置から番号標に表示された文字等が明瞭に識別できること。

(注) 視認性は、3人以上（奇数）の視力の正常な観察者によって確認すること。

## 参 考

都道府県公安委員会規則においては、ナンバープレートに赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、または付着させて運転してはならないと定められている。

（現在、44都道府県で制定）

○道路交通法

（運転者の遵守事項）

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

六 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

（罰則）

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、**五万円以下の罰金**に処する。

九 第七十一条（運転者の遵守事項）第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは**第六号**、（中略）の規定に違反した者

○東京都道路交通規則の例

(運転者の遵守事項)

第8条 法第71条第6号の規定により、車両又は路面電車(以下「車両等」という。)の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

- (13) 道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、普通自動車(原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。

【参考】

ナンバープレート種別	自動車の種別	交付の根拠	表示義務	取付位置、表示方法を定める省令
自動車登録番号標	【登録自動車】 普通自動車、 小型自動車 (二輪を除く)、 大型特殊自動車	道路運送車両法 第11条第1項	道路運送車両法 第19条第1項	[取付位置] 道路運送車両法施行 規則第7条 [表示方法] 道路運送車両法施行 規則第8条の2
車両番号標	【検査対象自動車】 二輪小型自動車 軽自動車	道路運送車両法 第60条第1項 (番号指定のみ)	道路運送車両法 第73条第1項	道路運送車両法施行 規則 第43条の7
	【検査対象外軽自動車】 軽二輪自動車	道路運送車両法 第97条の3第1項 (番号指定のみ)	道路運送車両法 第97条の3第2項 (73条第1項を準 用)	道路運送車両法施行 規則 第63条の8
原動機付自転車 番号標	原動機付自転車	地方税法第446 条第3項	市町村税条例等	—